



認 定 書

国住指第 399-1 号
平成 21 年 5 月 29 日

株式会社山崎機械製作所
常務取締役工場長 山川 恵則 様

国土交通大臣 金子 一義



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MSTL-0274
2. 認定をした構造方法等の名称
トグル制震構法に用いる回転支承用鍛造製鋼材（山崎機械製）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。



指 定 書

国住指第 399-2 号
平成 21 年 5 月 29 日

株式会社山崎機械製作所
常務取締役工場長 山川 恵則 様

国土交通大臣 金子 一義



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第 1 第二号、第 2 第二号、第 3 第二号及び第 4 第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 認定番号

MSTL-0274

2. 認定をした構造方法等の名称

トグル制震構法に用いる回転支承用鍛造製鋼材（山崎機械製）

3. 指定する数値

(1) 許容応力度の基準強度 520 N/mm²

(2) 溶接部の許容応力度の
基準強度 500 N/mm²

(3) 材料強度の基準強度 520 N/mm²

上記の数値の 1.0 倍以下とすることができる。

(4) 溶接部の材料強度の
基準強度 500 N/mm²

上記の数値の 1.0 倍以下とすることができる。

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。



性 能 評 価 書

滋賀県湖南市日枝町3番2
株式会社 山崎機械製作所
常務取締役工場長 山川 恵則 様

平成21年1月23日付けで性能評価の申請があった下記の件について、当財団鋼構造審査委員会を構成する下記の評価員において慎重審議の結果、その建築材料の品質が当財団で定めた建築材料の品質性能評価業務方法書の評価基準に適合しているものと評価します。

平成21年3月13日

財団法人日本建築センター
理事長 石 真


記

1. 件 名

トグル制震構法に用いる回転支承用鍛造製鋼材（山崎機械製）

2. 性能評価の区分

建築基準法第37条第二号の認定に係る性能評価

（平成12年建設省告示第1446号第1第一号に掲げる建築材料（構造用鋼材及び鋳鋼））

3. 性能評価をした建築材料の内容

別添の通り

4. 性能評価の内容

本建築材料は、別表の通り当財団で定めた評価基準に適合しているものと評価する。

5. 評価員名

寺本隆幸、石原孟、宇田川邦明、齊田和男、橋本篤秀

6. その他

1) 鋼材の許容応力度の基準強度は表1の数値とする。

表1 鋼材の許容応力度の基準強度

鋼材の種類	基準強度
TGL80MY	520N/mm ²

2) 溶接部の許容応力度の基準強度は表2の数値とする。

表2 溶接部の許容応力度の基準強度

鋼材の種類	基準強度
TGL80MY	500N/mm ²

3) 鋼材の材料強度の基準強度は表1の数値とする。

4) 溶接部の材料強度の基準強度は表2の数値とする。